

審第2692号-1
答申第634号
令和7年9月3日

千葉県教育委員会
教育長 杉野 可愛 様

千葉県情報公開審査会
委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年2月4日付け教職第1156号-1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1114号

令和元年12月18日付けで審査請求人から提起された、令和元年12月2日付け教職第941号で行った行政文書開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和元年11月1日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件開示請求の内容は、「2019年度に高等学校就職支援担当教員に関して文部科学省から收受した文書及び文部科学省へ発出した文書（10月分）」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る対象文書として、「令和2年度公立高等学校等の研修等定数等の計画に係る資料の提出について（依頼）（令和元年9月27日付け事務連絡、令和元年10月2日收受）」（以下「対象文書1」という。）、「令和2年度公立高等学校等研修等定数等配置予定数集計表」（以下「対象文書2」という。）、「令和2年度公立高等学校等の研修等定数等の計画に係る参考資料の提出について（依頼）（令和元年9月27日付け事務連絡、令和元年10月2日收受）」（以下「対象文書3」という。）、「令和2年度公立高等学校等の研修等定数等の計画に係る参考資料の提出について（依頼）（令和元年9月27日付け事務連絡、令和元年10月7日收受）」（以下「対象文書4」という。）、「令和2年度公立高等学校等の研修等定数等の計画に係る参考資料の提出について（依頼）（令和元年9月27日付け事務連絡、令和元年10月7日收受）」（以下「対象文書5」という。）、「令和2年度基礎データ」（以下「対象文書6」といい、対象文書6件をまとめて「本件対象文書」という。）を特定し、令和元年12月2日付け教職第941号で行政文書開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和元年12月18日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

本件処分に係る行政文書開示請求は「2019年度に高等学校就職支援担当教員に関して文部科学省から収受した文書及び文部科学省へ発出した文書（10月分）」である。これに対し教育長は、6件の行政文書を特定し本件処分を行った。

ところが、対象文書1ないし6の行政文書のうち、対象文書3ないし6は、「高等学校就職支援担当教員に関する」行政文書ではない。すなわち「開示請求に係る行政文書」ではないのである。実際、過去の同趣旨の開示請求に対して、これらの行政文書は特定されていない。

よって、本件処分は適正に行われた処分といえず、取り消しを免れない。

3 反論の要旨

弁明書において教育長は、「対象文書3から5までは当該資料の参考資料を提出するよう依頼した行政文書であり」、「対象文書6は対象文書5の依頼を受けて、同省に提出した文書である。」と主張している。

審査請求人は、上記主張について首肯すべき部分はあると考えている。ただし、以下に述べるとおり本件処分の違法性に影響を及ぼすものではない。

過去に審査請求人が行った同種の行政文書開示請求に対して、教育長は、対象文書1及び2と同等の行政文書のみを特定し、開示しており（例えば、平成29年4月21日付け教職第103号及び平成28年4月12日付け教職第39号）、対象文書3ないし6に類似する行政文書は特定されていない。

文部科学省の行政行為がここ数年で急に変化したとは考えられず、過去の開示請求時にも対象文書3ないし6に類似する行政文書は存在していたと考えるのが相当である。

そうすると、弁明書の主張が正しいとするならば、過去の開示請求時には文書秘匿が行われていたことになる。逆に、過去の開示請求時の特定が正しいとすれば、弁明書の主張は誤っていることになる。

いずれにせよ、行政文書開示事務は法令に基づき行われるべきものであって、同一内容の開示請求に対し、当該事務担当者によって特定される文書が異なることはあってはならない。

よって、本件処分の違法性を改めて主張するものである。

第4 実施機関の弁明要旨

1 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

2 処分（本件決定）の内容について

(1) 本件請求に対する文書の特定について

本件請求を受け、本件対象文書を特定し、本件決定を行った。

(2) 本件対象文書の内容について

対象文書1及び3から5までは、文部科学省から收受した、令和2年度の高等学校等教職員定数に係るものであり、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和37年政令第215号）の規定に基づく文部科学大臣の定める数である公立高等学校等の研修等定数等（以下「研修等定数等」という。）を実施機関に通知するに当たって、当該定数等に関する資料を提出するよう依頼した行政文書である。対象文書1は当該資料を、対象文書3から5までは当該資料の参考資料を提出するよう依頼した行政文書であり、この依頼を受け、同省に提出する行政文書を作成するに当たって、高等学校就職支援教員に係ることから特定したものである。対象文書4及び5は対象文書3の内容の一部を訂正した行政文書であり、対象文書4は訂正した箇所を下線等で記載している。

対象文書2は対象文書1の依頼を受けて、対象文書6は対象文書5の依頼を受けて、同省に提出した行政文書である。

3 処分（本件決定）の理由について

本件請求は、本件請求に係る行政文書開示請求書（令和元年11月1日付け受付607番）の記載から、令和元年10月に高等学校就職支援教員に係る実施機関が文部科学省から收受した行政文書及び実施機関が同省に発出した行政文書を開示請求しているものと解釈できる。

これらの行政文書は、高等学校等教職員定数に係る行政文書しか保有せず、上記2のとおり令和元年10月に発出及び收受した対象文書1から6までを特定し、本件決定を行ったものである。

当該定数については、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）第7条から第12条までの規定により、その標準を定めている。また、同法第22条は、教職員定数の算定に関する特例を定めている。

同法第7条から第12条まで及び第22条は、一部の定めを政令に委任しており、当該政令は、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令である。同政令には、文部科学大臣が定める数という規定があり、当該数を文部科学大臣は毎年度実施機関に通知している。

毎年度の当該通知に至るまでの事務は次のとおりである。

同省から実施機関に高等学校等教職員定数等に関する資料を提出するよう依頼があり、当該資料を実施機関は同省に提出し、同省は実施機関に当該数を通知する。

4 弁明の内容について

請求人は、第32のとおり主張する。しかし、上記3のとおり、対象文書3から6までについても高等学校就職支援教員に係る行政文書であることから、本件決定を行ったものである。したがって、請求人は条例の解釈を誤ったものであり、請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

1 本件決定の妥当性

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

本件開示請求は「2019年度に高等学校就職支援担当教員に関して文部科学省から収受した文書及び文部科学省へ発出した文書(10月分)」の開示を求めるものであり、実施機関は本件対象文書を特定し、本件決定を行った。

審査請求人は、前記第32及び3のとおり、対象文書3から6まで(以下「参考資料に係る文書」という。)について、過去の同趣旨の開示請求に対して、これらの行政文書は特定されておらず、本件決定は適正に行われた処分といえず、取り消しを免れない等と主張していることから、以下のとおり検討する。

前記第4のとおり、実施機関は、本件決定において参考資料に係る文書を特定した理由について、対象文書1及び3から5までは、文部科学省が研修等定数等を通知するに当たって実施機関に提出を依頼した文書であり、対象文書1は最初の依頼文書、対象文書3から5までは対象文書1の参考資料の提出を依頼するものであり、いずれも高等学校就職支援担当教員に係ることから特定したものであると弁明している。また、対象文書6は、対象文書5の依頼を受けて、同省に提出した文書である、と弁明している。

そうすると、参考資料に係る文書は、高等学校就職支援教員に係る行政文書であり、

本件請求の対象とすべき文書であると認められることから、対象文書3から6までについても、高等学校就職支援教員に係る行政文書であることから本件決定を行った、という実施機関の弁明に不自然、不合理な点はないと認められる。

また、審査請求人は、過去の同趣旨の開示請求の際に、参考資料に係る文書と同内容の文書が特定されていなかったことを本件決定の取り消しを求める理由としているが、そもそも当該理由は本件決定を取り消す理由とはならない。

なお、念のため、平成26年度から令和3年度までの期間を対象として、当該文書と同内容の文書を保有していないか探索したが、保有は確認されなかったことを申し添える。

2 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 結論

よって、実施機関の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 2年 2月 4日	諮問書の受付
令和 2年 2月 18日	反論書の受付
令和 7年 1月 29日	審議
令和 7年 2月 27日	審議
令和 7年 5月 29日	審議
令和 7年 6月 27日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大久保 佳 織	弁護士	部会長職務代理者

久保隼哉	弁護士	
中岡靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)